

第4節 環境を守り、住みよいまちづくりをする『行政』

【現状と課題】

現在の総社市の環境は、産業部門中心の環境問題に関しては、比較的優良な環境であると思われます。その反面、豊かな暮らしや便利な社会の中で、民生部門に起因する生活環境問題が増えてきています。また、世界的な問題である地球温暖化問題や資源の枯渇問題の解決のための省エネルギー推進や4R運動の推進への対応も重要となってきています。本市としては、持続可能な循環型社会の構築のため、次の基本的施策を中心に取り組んでいきます。

【基本的施策】

1. 自然環境の保全



総社市には、高梁川や吉備高原、平野部に広がる田園地帯がある。本市は、県南部に位置しているにもかかわらず、こうした地理的条件によって、県中部に生息する動植物の分布も見られるなど、極めて特異的な自然環境を有しており、次世代へ豊かな自然環境を残すための保全活動に努めます。

- 総社市に生育・生息する動植物の現状について市民の関心を高め、理解を深めるため、NPO・大学等と協働で野外観察会等を開催します。
- 各種調査で確認された希少動植物の保護を行うとともに、渓谷や自然を残す樹林など多様な生物の生育・生息域の一体的な保全を図ります。
- 外来生物から在来種を保護するため、外来生物法等の普及啓発に努めるほか、緊急性が高いと考えられる地域や水域において、外来生物の駆除を実施します。
- 開発事業で生育・生息地が消失する場合の代償措置として、あるいは環境教育の場として、地域の動植物の生育・生息場所となるビオトープを整備します。
- 都市計画マスタープランにおける土地利用方針に基づき、保全と開発・活用の区域を区分し、計画的な土地利用の推進を図ります。
- 防災、水源涵養等の公益機能に配慮し、開発との調和を保ちながら、森林の保全と憩いの場等としての活用を図ります。
- 農地の確保及び適切な管理と耕作放棄地の活用を図ります。また、農業後継者や新規就農者の育成と支援に努めます。
- 河川や水路・ため池の整備に当たっては、自然環境の保全、水辺空間における親水性の向上及び生態系の維持に配慮します。
- 市内で自然が豊かな各地域の特徴を生かした自然探勝・自然体験ゾーンを設定し、環境整備を行います。
- 自然資源を活用したイベントや自然観察会を開催するなど、自然とふれあえる環境づくりへの市民参加を促進します。

2. 生活環境の保全



昨今の総社市は、総社市流の子育て政策や企業誘致政策により、企業進出が相次ぐとともに、人口増加による都市化が進んでいます。こうした都市化が進むことで、これまでの良好な生活環境が脅かされる懸念が増えることも事実です。総社市は、都市化の推進と環境保全の両立・共生が成り立つよう引き続き良好な環境の維持と環境負荷原因者に対する監視・指導を実施します。

- 大気・水質・有害物質については、県と協力して工場・事業所に対し法令順守の徹底を指導するとともに、未規制事業所等についても指導していきます。
- 違法な野焼き行為について、郵便局との協定も活用して監視体制を充実させ、指導と未然防止に努めます。
- エコドライブなどの実施を広く周知し、意識の向上を図ります。
- 下水道等の面的整備拡大と合併処理浄化槽の普及に努めます。
- 家庭でできる水質浄化対策の普及促進を図ります。
- 公共用水や工場排水の水質検査を継続して実施し、必要に応じて測定地点の見直し・拡充に努めます。
- 水の有効利用促進のため、意識の高揚、雨水貯留施設の設置の促進等に努めます。
- 環境保全型農業の推進を図ります。
- 畜産事業者については、家畜排せつ物法の遵守を徹底するよう指導します。
- P R T R（環境汚染物質排出・移動登録）制度の普及に努めるとともに、必要に応じて市民に情報提供を行います。
- 事業所・建設工事に起因する騒音・振動については、関係法令順守を指導するとともに、低騒音・低振動の機械の導入等の環境配慮を徹底するよう指導します。
- 市内の騒音調査を継続して実施するとともに、測定地点についても今後の交通量の変化を考慮して見直していきます。
- 工場・事業場から発生する悪臭を防止するため、特定悪臭物質の排出規制などの指導を継続して実施します。
- 畜舎内での早期の糞尿分離、糞尿の早期の搬出、畜舎の清掃等の悪臭防止対策を指導します。
- ペットの飼育や違法なごみの焼却（野焼き）など、日常の家庭生活や事業活動に起因する悪臭を防止するため、指導と啓発を進めます。

3. 景観保全



総社市は豊かな自然景観と、歴史景観が融合した都市を形成している。こうした景観は、私たちに安らぎと潤いを与えてくれます。しかし、経済活動の発展と居住区域の拡大に伴い、市街地以外の都市化が進んでいます。そのため、良好な景観形成が途切れてしまう可能性があります。総社市は、これまでの良好な景観に配慮した都市づくりを目指し、その保全に努めます。

- 各地域の特性を活かした景観の保全に努めます。
- 山間部に広がる河川や森林等の持つ水源涵養機能や大気浄化機能などの公益的機能の維持とともに優れた自然景観の保全に努めます。
- 丘陵部に広がる2つの県立自然公園と、鬼ノ城・国分寺をはじめとする数々の歴史・文化遺産が形作る里山景観及び歴史景観に配慮した景観形成を図ります。
- 平野部には優良な農業用地が広がっているため、その保全を図ると同時に良好な田園風景の保全に努めます。
- 市街地には、公園や広場の緑化を図り緑あふれる景観形成に努めるとともに、商店街通りにおいては、歴史的文化遺産や落ち着いた環境を活かし、商店と住宅が調和の取れた町並み景観の形成に努めます。
- 公園・道路・河川等の公共事業において、周辺の環境や地域特性に配慮したデザインや色彩による施工に努めます。

4. 廃棄物の発生抑制・減量と適正処理に向けた施策の展開



大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムが構築されている現代社会において、大量の廃棄物処理問題や限りある資源の枯渇問題は、次世代へ引き継ぐ上で解決すべき課題のひとつであり、持続可能な循環型社会システムの構築は、私たちの責務です。そうした社会システムを形成するため、資源の有効利用や廃棄物の再生利用などを推進し、4Rを実践するライフスタイルへの転換の促進に努めます。

- ごみ袋変動相場制によるリバウンドが発生しないよう防止対策を検討し、一層のごみの発生抑制と減量化を推進します。

- 広報などにより、ノーレジ袋・マイバッグ運動、エコマーク商品の購入、グリーン購入など、ごみの減量やリサイクル促進の取り組みを周知・推進します。
- 市民が気軽に利用できるリユースプラザを設置し、再使用品・再生品の販売や修理による活用・普及啓発を通じて、リサイクルシステムの構築を図ります。
- 各種団体の資源回収活動への支援により、再資源化を推進します。
- わかりやすいごみの分別表の作成、分別状況の公表、リサイクル情報のPR等により、分別の必要性を市民に周知するとともに、より徹底した分別の協力を依頼します。
- グリーン購入に関する法律、グリーン製品や認定制度に関する情報提供、エコ製品の紹介により、環境に配慮した製品の購入を促進します。
- 生ごみやし尿・下水汚泥等については、再生利用の今後の技術革新などにも注視しながら、その活用について検討します。
- 不法投棄を発見した場合は県、警察など関係機関と連携して原因者の究明を行い、原因者に対して原状回復を強く指導します。
- 廃棄物の処理を安全で衛生的に進めるとともに、処理施設の適正な維持管理に努めます。また、施設の長寿命化や更新についても検討します。
- 産業廃棄物の処理については、事業者の自己処理責任の原則を徹底し、県及び関係機関と連携を図り、不適正処分、不法投棄の防止に努めます。
- ごみ量の状況や推移などを広く市民へ情報提供することで、ごみの発生抑制・減量化への意識向上に努めます。

5. 地球環境の保全



地球の温暖化現象は改善されることなく、現在に至っています。その原因である温室効果ガスの発生は、私たちの豊かな暮らしを支えている産業や便利な日常生活などに起因しています。そして、この地球温暖化の進行は、生態系などに悪影響を及ぼし、最終的には私たち人類の生存自体を脅かす、最も重要な環境問題のひとつです。

この地球規模の問題を、総社市で生活し活動している市民や事業所などが身近な問題として認識し、継続的に保全活動の実践ができるよう支援することに努めます。

- 自動車や家電製品等の買い替え時には、省エネルギーに配慮した製品を積極的に導入するよう、市民や事業者に対し情報提供します。
- 環境家計簿の活用による、節電、燃料の節約、節水など省資源・省エネルギー

一活動の実践を普及促進します。

- エコドライブや公共交通機関の利用促進、低公害車の導入等を実施することにより、大気保全と併せて省エネルギーを図ります。
- 総社市役所地球温暖化対策実行計画に従い、市が率先して温室効果ガスの排出量を削減します。
- 省資源・省エネルギー対策、新エネルギー導入、ごみの発生抑制・減量化等の発生源対策及び森林整備・都市緑化による吸収源対策、並びに地産地消等を総合的に推進し、二酸化炭素の排出抑制を図ります。
- オゾン層・紫外線に関する情報を提供するとともに、特に年少の児童や保護者に対して、有害紫外線対策の啓発に努めます。
- 地球環境保全に係る関係団体等との連携を進めます。

6. 情報提供や広報・周知活動



総社市の良好な環境を守っていく保全活動を実践するためには、実践する者が環境に関する正しい知識を持ち、適切な行動をすることが大切です。また、市民一人や小さな事業所だけではなかなか実践しにくい状況もあります。環境保全活動は、多くの市民・事業所などが情報を共有し、協働して活動することで、実現するものです。そのため、総社市は本計画の成果や評価など様々な情報を共有することで様々な立場の連携が図れるように努めます。

- 広報紙やホームページなどの情報媒体を活用し、環境に関する必要な情報を広く発信していくことに努めます。
- 地域や学校、事業所、行政が実施する環境保全活動の情報収集を行うとともに、多くの人が参加できるような情報提供システムを構築します。

7. 環境行政推進のためのネットワークの構築



現在の複雑多様化している環境問題に対応していくためには、これまで揚げた各主体が個別に活動していくだけでは対応しきれません。各主体や他市町村、県・国とも有機的な繋がりを形成し、協働・連携を図りながら対応していかなければなりません。

- 環境保全活動を通じて交流する市民や地域、学校、事業所、行政などが持つ様々な環境関連情報の共有化を図ります。
- 共有化した情報をそれぞれの立場において活用しやすい情報として整理し、提供します。
- 地域や学校、事業所と関係行政機関（備中県民局や環境保全事業団等）とが連携して様々な環境保全活動が実施できるネットワークの構築を図ります。
- 環境保全活動の実施のために構築するネットワークにおいて、リーダーシップとなるような人材や、次世代へ引き継いでいけるよう人材の育成に努めます。
- 環境観光大使の野口健氏を通じて、全国の環境関連団体との連携を図るためのネットワークの構築を検討します。